

委員会提出議案第3号

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項
及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年3月25日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡 弘 悟

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成 18 年橋本市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 (議員報酬月額の特例)</p> <p><u>2 平成 28 年 4 月 1 日から当分の間における議員報酬は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額から次に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p><u>議長 100 分の 4</u> <u>副議長 100 分の 4</u> <u>議員 100 分の 4</u></p> <p>3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。